

## 平成30年度 青少年のネット非行・被害対策情報 <保護者向け第1号>

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：2018/ 4/ 9

# 「インターネット等に係る事件の検挙事例」

～警察庁「平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より～

## ●詐欺事件

◇平成29年2月、無職少女（18歳）はSNSに、「コンサートチケットをお譲りします。」等と投稿し、これを閲覧してチケットの購入を希望した女性（44歳）から現金をだまし取った。同年8月、少女は詐欺罪で検挙された。



## ●児童ポルノ事件

◇平成29年2月、無職の男（22歳）は、スマートフォンアプリで知り合った女子小学生に、スマートフォンで同女の裸の画像を撮影させる等のわいせつな行為をし、同画像を送信させ児童ポルノを製造した。同年6月、男は強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙された。

## ●児童買春事件

◇平成28年12月、中学校教諭の男（43歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子中学生に、現金を供与する約束をして誘い出し、ホテルでわいせつな行為をした。平成29年2月、男は児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙された。

◇平成28年1月、無職の男（32歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子高校生に対して、現金を供与する約束をして誘い出し、ホテルでわいせつな行為をした上、同年3月、同女に対して再度面会に応じなければ撮影した画像をインターネットに公開するなどと脅迫した。平成29年9月までに、男は同女ら6人（いずれも10歳代）に対する強要未遂、児童買春・児童ポルノ法違反等で検挙された。



## ●児童福祉法違反事件

◇平成28年5月から8月までの間、チャットルーム経営の男（44歳）は、従業員として雇用していた女子高校生に、インターネットライブチャットを閲覧中の不特定多数の視聴者に向け動画を配信するため、チャットルーム内でわいせつな行為をさせた。平成29年6月、男は児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙された。

＜参考＞警察庁「平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」を加工・作成

[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/H29.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H29.pdf)

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通） メール：[kenan@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenan@pref.fukui.lg.jp)